なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　（略）

ｂ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、財務報告書に記載した他の項目の内容並びに認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

(5)～(10)　（略）

(11)　監査の状況

ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　（略）

(b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の監査人の出席状況等）を記載すること。

ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a)・(b)　（略）

(c)　内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会及び監査人に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(12)・(13)　（略）

第二条　特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告（第二十条第三項において「財務報告」という。）が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項及び第二十条第三項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。	（財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制） **第十七条**　法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（第十九条第二項において「財務報告に係る内部統制」という。）とする。
（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） 2　法第二十八条第十項の規定によりその内容を訂正した財務報告に係る内部統制報告書（次項において「訂正内部統制報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一　訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書の提出日 二　訂正の理由 三　訂正の箇所及び訂正の内容 3　前項第一号の訂正の対象となる財務報告に係る内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に開示すべき重要な不備（財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう。以下この項において同じ。）があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、前項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について記載するものとする。 一　当該開示すべき重要な不備の内容 二　当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況	（財務報告書等の訂正） **第二十条**　（略） （新設）
（新設）	

なお、経営成績等の状況の概要にはａに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはｂに掲げる事項を含めて記載すること。

ａ　（略）

ｂ　経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

(5)～(10)　（略）

(11)　監査の状況

ａ　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　（略）

(b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。

ｂ　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a)・(b)　（略）

(新設)

(12)・(13)　（略）